

高知県教育委員会 会議録

令和4年11月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和4年11月24日(火) 13:30

閉会 令和4年11月24日(火) 14:26

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	平田 健一
	教育委員	森下 安子
	教育委員	弥勒 美彦
欠席者	教育委員	永野 隆史
	教育委員	町田 美紀

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	竹崎 実
〃	教育次長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	中平 貢正 (付議第2号及び第3号のみ)
〃	幼保支援課長	田中 健 (報告第1号及び付議第1号のみ)
〃	小中学校課長	今城 純子 (付議第1号のみ)
〃	高等学校課長	並村 一 (付議第2号から第4号を除く)
〃	高等学校振興課長	野田 健一 (報告第1号及び付議第1号のみ)
〃	特別支援教育課長	濱田 邦彦 (報告第1号及び付議第1号のみ)
〃	生涯学習課長	原 貴 (付議第1号及び第4号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	三谷 玲子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	前田つぼ美 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	11月定例委員会を開催する。
教育次長	(提案説明)
教育長	付議第1号から第4号は、高知県議会12月定例会に提出予定の議案について検討を行うものであるため、専決処分報告第1号は非公表の情報を取り扱う議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第1号から第4号及び専決処分報告第1号を非公開の取扱いとする。

○高等学校振興課長 説明

○質疑

森下委員	素晴らしいデザインが選ばれていると思った。生徒及び教職員のアンケートの回収率は何%ぐらいだったのか。
事務局	不備があった関係で2回行っており、1回目が88%、2回目が86%だった。
森下委員	高い回収率で良かった。
弥勒委員	アンケートをやり直したことで、結果にはあまり影響はなく、最初からこの案が1位として選ばれていたのか。
事務局	その点について少し危惧をしていたが、1回目、2回目のアンケート結果とも、この案が他の候補を大きく離して1位であった。
平田委員	7ページから9ページは全部黒塗りとなっている。その意味については説明があったが、6ページの1位の作品の右上には何が書かれているのか。
事務局	年齢と職業が書かれている。
平田委員	名前は公表しているが、年齢と職業は個人情報で非公表という形にしているのか。
事務局	そういう整理をさせていただいた。
平田委員	すっきりしない気持ちがある。はっきり言って、7ページから9ページはなくてもいいという感じである。下の文章を読んでも全く推測ができない。すごく思うところがある。高等学校振興課の皆さんは何か感じることはなかったか。
事務局	安芸中学校・高等学校の校章候補に関する報告書一式を教育委員の皆様にお示しする形とした。著作権保護の観点から、報告書の中で公表できない内容について整理をさせていただいた。
平田委員	選考委員会設置要綱を見ると、会議は全部公開とするとなっていることが少し引っかかっている。教育委員会に出す資料もそうではないのか。
事務局	おっしゃるとおり、選考の過程までは公開しているが、一方で、デザイ

	ンについては会議の中でも非公開としている。
平田委員	新しい安芸中学校・高等学校の校章については、一定プロセスを踏んで、たくさんの応募の中から選考委員が選んだ結果であり、そのことについて異議は全く持っていないが、少しすっきりしない感じはある。
教育長	これからもこういったことはあると思うので、説明の仕方をどうしたらいいのか、検討すること。

【付議第 1 号 令和 4 年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

平田委員	スクールバスへの安全装置の設置については、子どもさんが亡くなった事案を受けての国の事業か。
事務局	そうである。子どもがバスの中に残されている際に感知するセンサーなどの設置を想定している。
平田委員	具体的な例をお話いただきたい。
事務局	9月に起きた静岡県の認定こども園での事故を受けた国の対策の一環である。中身については、国の方でもまだ検討が続いている状況であり、明らかにはなっていない。ただ、バスの後方でブザーが鳴り、それにタッチしないと施錠ができない仕組みにより運転手がバスの中に取り残されている子どもを確認することを担保するような装置や、あるいは、施錠した後に、子どもが中に閉じ込められていたとしても、動いたときにセンサーで感知するシステム、そういったものの例示がいくつかあげられており、それをもとに検討がされている。実際、どういったものがふさわしいか、国から来月の中下旬頃に示されると伺っている。こういった装置を、台数分計上する補正予算となっている。
平田委員	全て国庫負担ということか。
事務局	そうである。
森下委員	関連して、対象の園数と台数が分かれば教えてほしい。
事務局	まず幼保支援課で所管している小学校就学前の施設について、県内にバスを所有している施設が合計 51 施設である。このうち、補正予算として計

<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>上しているのは、バスを持っている幼稚園 23 施設、認可外保育施設 1 施設を対象としたものである。複数台バスを持っている施設もあるため、バスの台数自体は、51 施設 84 台、そのうち県が補助をする幼稚園等は 24 施設 42 台分となる。現時点で国から示されている単価は 1 台につき 18 万円なので、その台数に単価を乗じた数が補正金額になっている。51 施設から 24 施設を除いた残りの施設については保育所等になる。こちらも同様の予算が国において検討されているが、県を通らず、直接国から市町村へ補助するスキームになっているので、県の予算には計上されていない。</p> <p>県立特別支援学校 14 校のうち 7 校で 28 台のスクールバスがあり、28 台全てに対応する予算を計上している。</p> <p>安全装置の整備が義務化される施設は幼稚園と特別支援学校となっており、小中学校等は義務化されない予定。義務化されない施設においても、市場価格の半額程度が支援されることとなっており、市町村立学校のスクールバス 123 台に補助ができるよう、1 台あたり約 10 万円程度を補正予算で計上している。</p> <p>付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 1 号を原案のとおり議決する。</p>
----------------------------	---

【付議第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (教職員・福利課)】

【付議第 3 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (教育政策課)】

○教職員・福利課長 説明

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

<p>教育長 各委員 教育長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>【質疑等なし】</p> <p>付議第 2 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 2 号を原案のとおり議決する。</p> <p>付議第 3 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 3 号を原案のとおり議決する。</p>
---	--

【付議第4号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案に係る意見
聴取に関する議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

【非公開】

森下委員	適切な審査の結果、800点中624点と比較的高い点数で選定されたとお見受けした。「NPO法人たびびと」のホームページを見たところ、視覚に障害のある人への支援というところを中心に紹介されていたが、塩見記念青少年プラザの目的に対して、今までにどのような特徴的な活動をされてきたのか。
事務局	塩見記念青少年プラザの施設管理として、日常の清掃などの管理運営や、施設の利用許可、料金の徴収などを行うとともに、自主事業として一つ特徴的なのは、青少年向けに声優教室なども実施しており、比較的若い方に来館いただくような取組を実施していただいている。
森下委員	青少年の健全育成に向けたという目的に対して、どのような特徴的な取組をしているのか少し関心があったので、質問させていただいた。
平田委員	管理代行料について、5年間で割っているが、どのように算出しているのか。管理代行料というのは使用料金を積み上げたものか。
事務局	管理代行料については、例えば、管理者が1名、その他のスタッフが2名程度必要といった前提のもとに必要な費用を積み上げている。また、エレベーターの保守など外部に委託しているものもあり、そういった経費を積み上げた金額となっている。
平田委員	使用料という名目ではどういった会計に入るのか。
事務局	使用料については、直接、県の収入となるので、委託先の団体の収入にはならない。
平田委員	簡単に言うと、管理代行料は県から予算化されて支出されるということか。
事務局	そうである。委託料として支出される。今回、1億円を超える指定管理代行料を支出することになるが、他県では、使用料収入などが多額で、収益が上がるような施設もあり、そういう場合には、指定管理代行料なしで運営している施設もあると聞いたことがある。
弥勒委員	1者だけの応募ということだが、公募という形態をとられているのか。

事務局	<p>そうである。ホームページに公開し、募集を行った。</p>
弥勒委員	<p>どれくらいの期間ホームページで公開したのか。こういった内容を運営する会社は他にもあるのではないか。今回、1者だけの応募で、参考金額と全く同じ金額で提案されているが、ある意味では競争原理が全く働かない状況になっている。税金が使われているわけなので、しっかり競争原理が働いて、透明性が図られる形で業者が選ばれ、運営されるのが理想だと思うが、その辺はいかがか。</p>
事務局	<p>委員のおっしゃるとおりである。我々としても、複数の業者から応募があることが望ましいと考えている。実際、9月に行った現地説明会には、「たびびと」の他にもう1者参加があり、説明を聞いていただいたところだが、検討の結果、応募は見送られた。</p> <p>また、今回の募集期間については、参考資料2の「5 今回の指定議案について」にあるように、60日間で募集をしており、これは総務部行政管理課が示している運用指針に基づいた期間となっている。</p>
弥勒委員	<p>当然、現在の委託先である「たびびと」には、募集について連絡をされていると思うが、他のところにも広く周知をされているのか。そもそもこういった内容で受託してもらえらる候補となるところがそんなにないのが現実なのか。</p> <p>また、この1億300万円という金額は、内容に対して妥当なものなのか。業者にとって、おいしい案件なのか、あるいは苦しい案件なのか、その辺はいかがか。</p>
事務局	<p>募集にあたり、今回応募いただいた「たびびと」を含め、他の施設の指定管理を請負っている団体など5者に電話で案内をさせていただいた。</p> <p>1億300万円については、財政課などと協議をしながら、施設を運営するために必要な金額を積み上げた額である。NPOなど利益を追求しない団体であれば、活動の拠点としての意味でのメリットはあるのではないかと思う。一方、エレベーターの管理委託などの専門家でないとは実施できない部分は、外部委託をする必要があるし、清掃なども丁寧にさせていただいているので、利益という意味でいえば、おいしいとは言えないのではないかと思う。</p>
弥勒委員	<p>5者に案内をされたということだが、応募するかしないかを判断する時点で、1億300万円という参考金額は、提示されているのか。</p>
事務局	<p>提示している。</p>

教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。
-------------------	--

※付議第1号から第4号議案については非公開議案であったが、令和4年12月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。

【専決処分報告第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業に関する専決処分報告 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	専決処分報告第1号の承認を求める。承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第1号を原案のとおり承認する。

(5) 議決事項

付議第1号から第4号
専決処分報告第1号

原案どおり議決
原案どおり承認